

大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会（第1回）議事要旨

- 1 開催日時 平成15年8月28日（木） 午前10時～12時
- 2 開催場所 大阪府立女性総合センター 4階「大会議室1」
- 3 出席者 宮南会長、浦邊委員、相馬委員、中野委員、前田委員
- 4 議事
 - (1) あいさつ 環境指導室 山中室長
 - (2) 委員長選出 ……資料1
 - (3) 処理計画の位置づけと今後のスケジュール ……資料2
 - (4) PCB廃棄物の現状について
 - ① PCBについて ……資料3
 - ② PCBの規制等 ……資料4
 - ③ 大阪府のPCB廃棄物処理対策 ……資料5
 - ④ 処理技術について ……資料6
 - ⑤ 環境事業団による処理 ……資料7
 - (5) PCB廃棄物処理計画について
 - ① 大阪府廃棄物処理計画におけるPCB処理対策 ……資料8
 - ② 国のPCB廃棄物処理基本計画 ……資料9
 - (6) その他
- 5 概要
 - (2) 委員長選出
○宮南委員を委員の互選により会長に選任。
 - (3) ～(5) について、事務局より資料に基づき説明する。
【主な意見及び質疑応答等】
 - (3) 処理計画の位置づけと今後のスケジュール
○特に意見及び質疑応答等はなかった。
 - (4) PCB廃棄物の現状について
 - Q1 PCB使用機器を所有しているものが廃業するときの考え方を本計画に盛り込むのか。
A1 法律でPCB廃棄物を他人に譲渡する行為は原則禁止されている。
現在、事業者の代表者等の個人で保管し続けるよう指導している。
 - Q2 処理の順番はどうするのか。
A2 近畿の2府4県と11政令市による産業廃棄物のブロック会議の中に、PCB廃棄物広域処理部会を設け検討している。

- Q 3 処理費用の負担額をつめる必要があるのか。
- A 3 処理費用は処理方法等が決まってから決まる。むしろこの計画では、費用が高くかかった場合に中小の企業や大企業も含めてどのように処理していくのか考えていかなければならない。
- Q 4 関西電力(株)など自社でPCBを処理している会社が他者物を受け入れることが可能か。
- A 4 関西電力等は自社保管しているものを処理している。処理は**PCB**濃度が低いものに限って行なっており、高濃度のPCB油が入っているトランス等の処理は未定である。他社物の処理は業の許可が必要であり、業許可を取得すれば法律上は可能である。しかし、現在、全国で**PCB**処理業の許可はおろしていないため、許可基準等を考えていくことが必要である。少なくとも決められた処理技術に基づく処理方法で処理する必要があり、その他(処理前一時)保管についても法律上決められた以上の条件をクリアーして許可を取ることとなるであろう。
- Q 5 **PCB** を専門に保管する業者はいるのか。
- A 5 法律上、保管業は認められていないため、いわゆる倉庫屋さんはいない。運ぶか処分するかしかない。その処理の途中で一時的に保管するのはよい。
- Q 6 一般廃棄物である**TV** 等から取り外したPCB廃棄物は、製造者が保管するとあるが、これは部品の製造者か？最終製品の製造者か？
- A 6 最終製品製造者である。
- (5) PCB廃棄物処理計画について
- Q 7 小型コンデンサー、紙等の処理も処理計画に入れていくのか。関西電力の自社処理分も計画に入れるのか？
- A 7 認識はしているが非常に難しいと考えている。関西電力は大阪市内で処理を行っているので理屈上は除かれると思う。
- Q 8 大阪市のPCB廃棄物を先行して処理するというのは、この計画策定に関し意見として取扱っていいのか。
- A 8 これは、大阪市長の意見として国や環境事業団等へ出した条件である。
- この計画策定について各府県との調整を短期間でしていかなければならない。タイミングが重要である。
- 紛失や不法投棄対策をにらみながらこの計画を書いていかなければならない。
- (6) その他
- 次回の委員会の開催予定日は、委員長と事務局で調整の上決める。